

「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2026年3月1日付)</p>	<p>改定後 (2026年5月27日付)</p>
<p>第1章 総則 第1条 (本規約の適用)</p> <p>3. 当社は、法令の定めに基づき、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約の内容およびその効力発生日を、当社所定の方法により会員に通知し、または周知するものとし、効力発生日以降は、変更後の本規約が適用されるものとします。</p>	<p>第1章 総則 第1条 (本規約の適用)</p> <p>3. 当社は、法令の定めに基づき、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約の内容およびその効力発生日を、当社所定の方法により会員に通知し、または周知するものとし、効力発生日以降は、変更後の本規約が適用されるものとします。</p> <p>3の2.前項にかかわらず、本サービスの利用料金その他会員に重大な不利益を及ぼす提供条件の変更については、第18条に定めるところによるものとします。</p>
<p>第1章 総則 第2条 (定義)</p>	<p>第1章 総則 第2条 (定義)</p> <p>(40)「速度」とは、当社が別途定める本サービスの通信速度の区分（グループAまたはグループB等）をいいます。</p>
<p>第2章 サービスの提供等 第6条 (端末設備の提供)</p> <p>当社は、当社が別に定めるところにより端末設備を提供します。</p>	<p>第2章 サービスの提供等 第6条 (端末設備の提供)</p> <p>当社は、当社が別に定めるところにより端末設備を提供します。</p> <p>第6条の2 (接続機器の利用)</p> <p>1. 会員は、本サービスの利用にあたり、当社が指定する接続機器（以下「指定機器」といいます。）に係るレンタル契約について、当社が別途定める「機器レンタル規約」に同意のうえ締結するものとします。締結が必要な指定機器の種類は以下のとおりとし、指定機器のレンタルには当社所定の月額利用料の支払いを要します。</p> <p>(1) ファミリー・10ギガ : ホームゲートウェイ(S)またはホームゲートウェイ(N)</p> <p>(2) マンション・10ギガ : ホームゲートウェイ(S)またはホームゲートウェイ(N)</p> <p>2. 本サービスの利用には指定機器の設置および利用が必要であり、指定機器を利用しない場合、本サービスを利用することができません。</p>
<p>第3章 契約の成立等 第15条 (品目等の変更)</p> <p>1. 会員は、本サービスの品目、サービスタイプまたは速度の変更を希望する場合は、当社所定の方法をもって申込みを行うものとします。</p> <p>2. 前項に従い、会員が品目変更、サービスタイプ変更または速度変更の申込みを行った場合は、当該申込みを当社が承諾し、品目変更手続きが完了した日を品目変更完了日、サービスタイプ変更手続きが完了した日をサービスタイプ変更完了日、速度変更工事</p>	<p>第3章 契約の成立等 第15条 (品目等の変更)</p> <p>1. 会員は、本サービスの品目、サービスタイプまたは速度の変更を希望する場合は、当社所定の方法をもって申込みを行うものとします。</p> <p>2. 前項に従い、会員が品目変更、サービスタイプ変更または速度変更の申込みを行った場合は、当該申込みを当社が承諾し、品目変更手続きが完了した日を品目変更完了日、サービスタイプ変更手続きが完了した日をサービスタイプ変更完了日、速度変更工事</p>

<p>が完了した日を速度変更完了日とします。品目変更完了日、サービスタイプ変更完了日および速度変更完了日（総称して以下「品目等変更完了日」といいます。）は当社所定の方法をもって会員へ通知するものとします。</p> <p>3. 品目、サービスタイプまたは速度変更を完了した場合、品目等変更完了日の前日まで従前のサービスの利用料金を適用し、品目等変更完了日より変更後の料金で請求するものとします。</p>	<p>が完了した日を速度変更完了日とします。品目変更完了日、サービスタイプ変更完了日および速度変更完了日（総称して以下「品目等変更完了日」といいます。）は当社所定の方法をもって会員へ通知するものとします。</p> <p>3. 品目、サービスタイプまたは速度変更を完了した場合、品目等変更完了日の前日まで従前のサービスの利用料金を適用し、品目等変更完了日より変更後の料金で請求するものとします。</p> <p>4. 速度の変更が行われた場合には、当該変更に応じて品目も変更されるものとします。</p>
<p>第4章 料金等の支払 第18条 (料金等)</p>	<p>第4章 料金等の支払 第18条 (料金等)</p> <p>13. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用料金その他当社が別途定める料金表に定める料金、本サービスの内容及び条件等を変更することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 通信設備提供事業者（NTT 東西を含みます。）が、当社に対して提供する電気通信設備または光コラボレーションモデルに係る卸料金その他の提供条件を変更したとき (イ) 法令の制定、改廃または解釈の変更、税制または公租公課の変更、行政機関または業界団体による指針、ガイドラインその他の基準が変更されたとき (ウ) 設備の維持、更新、増強または撤去、保守運用、障害対応、調達その他本サービスの提供に必要な費用が変動したとき (エ) 物価、エネルギー価格、為替その他の経済情勢の変動により、本サービスの提供に要する費用に影響が生じたとき (オ) 本サービスの内容の変更、品質の維持または向上、セキュリティ対策の強化その他本サービスの安定的な提供のために必要があるとき (カ) 前各号に準ずる合理的な事由があるとき <p>14. 前項に基づき料金を変更する場合であって、当該変更が会員に不利益となるときは、当社は、当該変更の内容、効力発生日および取扱いを、予め電子メール、SMS、書面、会員向け Web ページへの掲載その他当社所定の方法により、会員に通知し、または周知するものとします。</p>
<p>第5章 契約期間 第24条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. 各プランの内容は、以下のとおりとします。</p> <p>(1)各プランは、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。</p> <p>a. 2年自動更新プランの申込みをした場合は、課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の</p>	<p>第5章 契約期間 第24条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. 各プランの内容は、以下のとおりとします。</p> <p>(1)各プランは、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。</p> <p>a. 2年自動更新プランの申込みをした場合は、課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目</p>

月末までを契約期間とし、契約期間の満了月の末日までに第 28 条に定める解約の効力が生じなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。

- b. 5 年自動更新プランの申込みをした場合は、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、60 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月の末日までに第 28 条に定める解約の効力が生じなかった場合は、更に 60 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします
- (2) プラン変更をした場合は、第 3 項に定めるプラン変更完了日の属する月の翌月を 1 ヶ月目として、前号の契約期間を計算するものとします。
- (3) 契約期間の満了日が属する月、翌月および翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、当社によるサービス契約の解除により利用契約を解約した場合、またはプラン変更をした場合、以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、2 年自動更新プランから 5 年自動更新プラン (TV セット) へのプラン変更をした場合は、上記解除料は発生しないものとします。

a. 利用契約の契約成立日が 2022 年 6 月 30 日以前

解除前プラン/変更前プラン	解除料
自動更新なしプラン	なし
2 年自動更新プラン	10,450 円 (税込)
5 年自動更新プラン (TV セット)	16,500 円 (税込)

但し、5 年自動更新プラン (TV セット) から 2 年自動更新プランへプラン変更をした場合の解除料は 6,050 円 (税込) とします。

また、以下に該当する場合は、本号 b. が適用されるものとします。

- 本条第 3 項に定めるプラン変更完了日が 2022 年 7 月 1 日以降の場合
- 東西の提供区域を跨ぐ移転を行い、第 16 条第 3 項に定める移転先での工事が完了した日が 2022 年 7 月 1 日以降の場合
- ファミリー・10 ギガの利用契約の場合
(なお、2022 年 7 月 1 日以降にファミリー・10 ギガの利用契約が成立し、かつ、同年 8 月 31 日までに解約した場合の解除料は 6,930 円 (税込) となります)
- 2025 年 7 月 1 日以降に利用契約が自動更新された場合

の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月の末日までに第 28 条に定める解約の効力が生じなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。

- b. 5 年自動更新プランの申込みをした場合は、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、60 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月の末日までに第 28 条に定める解約の効力が生じなかった場合は、更に 60 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします
- (2) プラン変更をした場合は、第 3 項に定めるプラン変更完了日の属する月の翌月を 1 ヶ月目として、前号の契約期間を計算するものとします。
- (3) 契約期間の満了日が属する月、翌月および翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、当社によるサービス契約の解除により利用契約を解約した場合、またはプラン変更をした場合、以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、2 年自動更新プランから 5 年自動更新プラン (TV セット) へのプラン変更をした場合は、上記解除料は発生しないものとします。

a. 利用契約の契約成立日が 2022 年 6 月 30 日以前

解除前プラン/変更前プラン	解除料
自動更新なしプラン	なし
2 年自動更新プラン	10,450 円 (税込)
5 年自動更新プラン (TV セット)	16,500 円 (税込)

但し、5 年自動更新プラン (TV セット) から 2 年自動更新プランへプラン変更をした場合の解除料は 6,050 円 (税込) とします。

また、以下に該当する場合は、本号 b. が適用されるものとします。

- 本条第 3 項に定めるプラン変更完了日が 2022 年 7 月 1 日以降の場合
- 東西の提供区域を跨ぐ移転を行い、第 16 条第 3 項に定める移転先での工事が完了した日が 2022 年 7 月 1 日以降の場合
- ファミリー・10 ギガの利用契約の場合
(なお、2022 年 7 月 1 日以降にファミリー・10 ギガの利用契約が成立し、かつ、同年 8 月 31 日までに解約した場合の解除料は 6,930 円 (税込) となります)
- 2025 年 7 月 1 日以降に利用契約が自動更新された場合
- 第 15 条第 2 項に定める速度変更が完了した場

	合
--	---

「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表

<p>改定前 (2025年7月1日付)</p>	<p>改定後 (2026年5月27日付)</p>
<p>第4条 (利用申込の承諾)</p> <p>2. 本サービス利用契約は、以下の場合に成立するものとします。</p> <p>(1)Yahoo! BB サービス、SoftBank 光またはSoftBank Air (以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。)の契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日を契約成立日とします。</p> <p>(2) (削除)</p> <p>(3) 当社インターネットサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、下記のいずれか早い日を契約成立日とします。</p> <p>①当社インターネットサービスの利用契約が成立した日。</p> <p>②当社インターネットサービスの会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日以降で、本サービスの利用を開始した日。</p>	<p>第4条 (利用申込の承諾)</p> <p>2. 本サービス利用契約は、以下の場合に成立するものとします。</p> <p>(1)Yahoo! BB サービス、SoftBank 光またはSoftBank Air (以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。)の契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日を契約成立日とします。</p> <p>(2) (削除)</p> <p>(3) 当社インターネットサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、下記のいずれか早い日を契約成立日とします。</p> <p>①当社インターネットサービスの利用契約が成立した日。</p> <p>②当社インターネットサービスの会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日以降で、本サービスの利用を開始した日。</p> <p>(4) SoftBank 光の契約成立後に速度変更と同時に本サービスを申し込む場合は、当該速度変更の完了日(完了日は「SoftBank 光サービス規約」に定める)を本サービスの契約成立日とします。</p>
<p>第9条 (利用料金)</p> <p>1. 本サービスの課金開始日は、以下各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 当社インターネットサービスの契約成立後に本サービスを申し込む場合は、本サービスの契約成立日を課金開始日とします。</p> <p>(2) 当社インターネットサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、下記のいずれか早い日を課金開始日とします。</p> <p>①当社インターネットサービスの課金開始日。</p> <p>②当社インターネットサービスの会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日以降で、本サービスの利用を開始した日。</p>	<p>第9条 (利用料金)</p> <p>1. 本サービスの課金開始日は、以下各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 当社インターネットサービスの契約成立後に本サービスを申し込む場合は、本サービスの契約成立日を課金開始日とします。</p> <p>(2) 当社インターネットサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、下記のいずれか早い日を課金開始日とします。</p> <p>①当社インターネットサービスの課金開始日。</p> <p>②当社インターネットサービスの会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日以降で、本サービスの利用を開始した日。</p> <p>(3) SoftBank 光の契約成立後に速度変更と同時に本サービスを申し込む場合は、契約成立日を課金開始日とします。</p>

「機器レンタル規約」新旧対照表

改定前 (2025年7月1日付)	改定後 (2026年5月27日付)
<p>第1章 総則 第2条 (定義)</p>	<p>第1章 総則 第2条 (定義) (17)「品目」とは、当社が別途定める当社インターネットサービスの提供品目（ファミリーハイスピード／マンションハイスピード等）をいいます。 (18)「サービスタイプ」とは、当社が別途定める当社インターネットサービスの提供タイプ（ファミリー／マンション）をいいます。 (19)「速度」とは、当社が別途定める当社インターネットサービスの通信速度の区分（グループAまたはグループB等）をいいます。</p>
<p>第2章 本サービスの内容 第4条 (レンタル契約の成立及び終了) 8. 会員が、利用しているサービスのアップグレードやプラン変更などを希望した場合、当社は各接続機器の交換をすることがあります。本項に基づく変更が行われた場合でも、レンタル料金の変更を除く、各契約条件に変更はないものとします。</p>	<p>第2章 本サービスの内容 第4条 (レンタル契約の成立及び終了) 8. 会員が、利用しているサービスのプラン、サービスタイプ、品目または速度の変更等を希望した場合、当社は、変更後のサービス内容に応じて、変更前とは異なる各接続機器を交換し、または貸与することがあります。この場合、変更後の各接続機器については、各接続機器に新たにレンタル契約が成立するものとし、契約成立日は第2項に従うものとします。また、変更前の各接続機器に係るレンタル契約の終了時期、レンタル料金その他の取扱いについては、本規約の定めに従うものとします。</p>
<p>第2章 本サービスの内容 第5条 (レンタル料金) 3. 利用しているサービスのプラン、タイプ、品目または速度の変更などに伴い変更後のレンタル料金が従前と異なる場合、変更されたサービスが利用可能となった日の属する月の翌月1日から変更後の料金が適用されるものとします。</p>	<p>第2章 本サービスの内容 第5条 (レンタル料金) 3. 利用しているサービスのプラン、サービスタイプ、品目または速度の変更などに伴い変更後のレンタル料金が従前と異なる場合、変更されたサービスが利用可能となった日の属する月の翌月1日から変更後の料金が適用されるものとします。</p>
<p>第3章 契約の解約、解除 第9条 (契約の解除) 3. 会員がレンタル中の各接続機器を提供していない当社インターネットサービスへのサービス変更を行った場合、サービス変更元の当社インターネットサービスの契約終了日をもってそのレンタル契約を解除するものとします。なお、各接続機器のレンタル料金はサービス変更元の当社インターネットサービスの課金終了日をもって終了するものとします。</p>	<p>第3章 契約の解約、解除 第9条 (契約の解除) 3. 会員が、レンタル中の各接続機器を、提供していない当社インターネットサービスへのサービス変更を行った場合、サービス変更元の当社インターネットサービスの契約終了日をもってそのレンタル契約を解除するものとします。なお、各接続機器のレンタル料金はサービス変更元の当社インターネットサービスの課金終了日をもって終了するものとします。 4. 会員が速度変更を行い、提供が終了したレンタル中の各接続機器については、速度変更完了日の属する月の末日をもってそのレンタル契約を解除するものとします。なお、各接続機器のレンタル料金も速度変更完了日の属する月の末をもって終了するものとします。</p>